

あけび

2022年1月20日発行 第248号 音更町木野西通17丁目1番地
共栄コミセン1階 音更町消費者協会（事務局）TEL・FAX 67-5541

「第68回くらしのサロン」を開催しました（啓発部）

～教えて！弁護士さん～私たちのくらしに関わる身近な法律 PART2

12月2日（木）、共栄コミセン大集会室で「くらしのサロン」を開催しました。コロナ禍のため1年10か月ぶりの開催となりましたが、28名（うち会員23名、一般5名）の参加がありました。

弁護士でもある辻和義当協会会長代行・副会長が講師となり、令和元年のサロンでも大変好評だった「私たちのくらしに関わる身近な法律」についてお話をいただきました。今回の講座では「裁判制度について（民事）」、「裁判制度について（刑事）」、「相続放棄」、「交通事故」の4つのテーマが取り上げられ、それらについて分かりやすい解説がありました。会場は終始和やかなムードに包まれ、あっという間に90分が経過。

参加された皆さんからは「大変勉強になりました」、「法律は難しいと思っていたが、とても分かりやすかった」、「また機会があったら聞きたいです」等の声が寄せられました。

当日は参加者の検温と手指のアルコール消毒を行い、机間の距離を取って感染対策を徹底して実施いたしました。なお次回のサロンは「防災」をテーマに3月17日（木）開催予定です。（4面をご参照ください）



検温、消毒、
連絡先確認等の
感染対策を徹底！



弁護士の視点～十勝の事件の実情

テーマ「民法における成年年齢引き下げ」

弁護士 辻 和義



私が弁護士業務をしていく中で、比較的取り扱うことが多い法律問題について、定期的に紹介をしていきたいと思います。第4回は**民法における成年年齢引き下げ**です。

民法上の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる「**民法の一部を改正する法律**」が2022年（令和4年）4月1日から施行されます。

これまで、民法では、20歳をもって成年とするとされており、未成年者が法律行為をするには法定代理人の同意を得なければならない、これに反する法律行為は取り消すことができる、とされていました。

法律行為とは、契約等のことを指します。

法定代理人は、未成年の場合、基本的には親のことを指します。

ですから、未成年者が親の同意なくした契約は、未成年者だという理由だけで取り消すことができます。

今回の民法改正で、民法の成年年齢が18歳に引き下げられるため、18歳以上の人は、親の同意を得ることなく、契約をすることができます。

例えば、親の同意を得ることなく、売買契約を結んだり、借金をしたり、部屋を借りたりすることができるようになるということです。

ただし、これはあくまで、「**民法**」の成年年齢が18歳に引き下げられたということに過ぎず、全ての法律で、18歳以上を大人にすることになったということではありません。

法律の世界では、法律ごとに定義が異なることが当たり前となっています。

例えば、**未成年者飲酒禁止法**、**未成年者喫煙禁止法**という法律があり、満20歳に至らざる者は、飲酒することを得ず、煙草を喫することを得ず、と規定されていて、この年齢は改正されていないことから、お酒と煙草が許されるのは20歳以上であることは同じです。

また、公営ギャンブル（競馬、競輪、オートレースなど）も、**競馬法**、**自転車競技法**などがあり、同様の規制がされていて、この年齢は改正されていないことから、公営ギャンブルが許されるのが20歳以上であることも同じです。

選挙権については、既に**公職選挙法**が改正されていて、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられています。

少年法については、成年年齢は20歳のままですが、18歳、19歳については、特定少年として、18歳未満とは異なる取り扱いをすることになりました。

今後、18歳、19歳が、親の同意なく契約をすることができるようになるため、知識や経験の乏しい18歳、19歳が消費者被害にまきこまれ、取り消し等の救済もされにくくなるということが懸念されています。これまで以上に、未成年に対する法教育の重要性が増すと考えられ、引き続き消費者協会の役割は重要であると考えます。





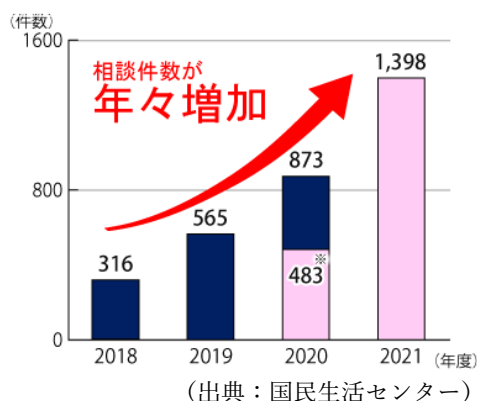
消費生活の窓



「アナログ戻し」の トラブルに気を付けて！



光回線の契約をしている消費者に対して、「アナログ回線（アナログ電話）に戻したら料金が安くなる」などと勧誘し、手続き代行やオプションサービスの料金として高額な請求をする、いわゆる「アナログ戻し」のトラブルが増えています。



光回線契約をアナログ回線に戻す場合には、直接 NTT に問い合わせましょう。
手続きは消費者自身でも可能です。

「光回線をアナログ回線に戻せば料金が安くなる」という勧誘を受けていませんか？

光回線の契約をしている消費者に対して「アナログ回線に戻せば料金が安くなる」などと勧誘し、高額な費用を請求するトラブルが増えています。

こんなトラブルにご注意！



トラブルに遭わないために・・・

勧誘を受けた
事業者名と契約内容を
しっかり確認
しましょう

必要のない契約は
きっぱり
断りましょう

光回線契約をアナログ
回線に戻す場合には、
NTTに
問い合わせ
ましょう

（出典：国民生活センター）

消費生活センターの 出前講座



今年は寅年。
寅ブル防止で
「トラれんゾウ」！



1/13（木）、新春の講座初めは「西中音更老人クラブ」さん。前日に降った記録的な大雪で開催が危ぶまれましたが、当日は十勝晴れの好天となりました。会場までの片道は約 30 キロ！改めて音更町の大きさを感じました。集落センターを会場に、和気あいあいの雰囲気の中、参加者全員で「トラれんゾウ！」の掛け声をかけ、消費者被害防止を誓いました。（32 名参加）



☆ 消費生活センター・受付件数（1 月 20 日現在）☆

☺11 月 11 件

☺12 月 25 件

☺1 月 8 件

令和3年度累計 222 件

お知らせ

第2回役員会を行いました。

第2回役員会を12月2日(木)15時30分より共栄コミセン大集会室にて行いました。今回は幹事の方にも参加していただき、事業の報告と今後の実施について協議。コロナ禍であることから、啓発部担当の「くらしのサロン」は状況を見極めながらも1回実施する予定であること、交流部担当の「新年会」と「そば打ち体験講習会」は中止を決定しました。

また、次期役員改選については、選考委員会を設置することが決まり、選考委員については事務局に一任されました。



第69回 くらしのサロン (啓発部)

「いま知りたい! 防災あれこれ(仮)」

日 時: 令和4年3月17日(木) 13時30分~15時

場 所: 共栄コミセン 大集会室

講 師: 音更町役場 危機対策課 危機対策係 職員

*詳細は事務局まで (☎67-5541)



交流部よりお知らせ

例年、会員親睦の場として多くの皆様に参加していただいていた「新年会」「そば打ち体験講習会」は、飲食をとまなう事業の為、昨年に引き続き中止とさせていただきます。

来年度はコロナ禍であっても会員の皆様と交流を深める他の事業も検討したいと思っています。

中止
のお知らせ

灯油・ガソリン・LPガス価格調査 (調査部)

税込価格 単位: 円

2022年 1月	灯油 1 ℓ (9 店舗)	ガソリン 1 ℓ		LPガス (6 店舗)		
		フル (4 店舗)	セルフ (5 店舗)	基本料金	5 m ³	10 m ³
最低価格	98.80	157.00	156.80	2,145.00	6,325.00	10,373.00
最高価格	113.00	171.00	157.00	2,200.00	6,545.00	10,822.00
今月平均	106.29	162.00	156.90	2,154.27	6,402.50	10,538.00
前月平均	109.84	169.50	164.90	2,154.17	6,402.50	10,538.00
前年度同月平均	75.84	137.25	133.72	2,115.17	6,415.83	10,567.00



令和3年度 会費納入のお願い

令和3年度の会費未納の方は、早急に事務所までお支払い下さい

会費: 1,200円

場所: 共栄コミセン 1 階

開設時間: 9時~17時 休み: 第一月曜日・日曜・祝日

